

## 2021年度 広島経済大学 ガバナンス・コード 適合状況について

章	審査項目	自己説明	改善・補足項目
第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	1-1 建学の精神・理念 (1) 建学の精神 (2) 立学の方針 (3) 行動指針  1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命) (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 (2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて (3) 私立大学の社会的責任等	建学の精神、立学の方針、行動指針が示され、それらに基づいて、教育・研究目的が設定され、全学で適切に実施されている。 2019-2023の5カ年の中期計画が定められ、公開されている。 中期計画に盛り込むべき項目のアからクの教育目標についても、具体的な内容が明記されており、着実に点検評価が進んでいる。その中で、特に左記の1-2(2)に関しての「教育改革の具体策と実現見通し」、「経営・ガバナンス強化策」及び「設置校の教育環境整備計画」の3項目については、記載がない。 この理由はガバナンス・コードの制定よりも前に、中期計画が制定されたからであり、具体的な教育改革の具体策や、経営・ガバナンス強化策及び教育環境整備計画は実施している。	次期中期計画 「教育改革の具体策と実現見通し」「経営・ガバナンス強化策」「設置校の教育環境整備計画」の3項目を記載する。
第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	2-1 理事会 (1) 理事会の役割 2-2 理事 (1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化 (2) 学内理事の役割 (3) 外部理事の役割 2-3 監事 (1) 監事の責務(役割・職務範囲)について (2) 監事の選任 (3) 監事監査基準 (4) 監事業務を支援するための体制整備 2-4 評議員会 (1) 諮問機関としての役割 (2) 議事運営方法の改善 2-5 評議員 (1) 評議員の選任	・理事会の役割、機能については、寄附行為で定められていることに加え、別に定める「理事会規則」において、審議事項、実効性のある開催について、明確に記載され、運用されている。 ・理事の職務についても、寄附行為第6条(役員)から第14条(理事長職務の代理等)に理事の選任、役割などについて明記され、運用されている。 ・評議員の選任、役割、機能についても明確に記載され、運用されている。 また、諮問機関としての役割も明確に記載されている他、理事数に対しても適切な人数(22名以内)である。 ・監事の選任、役割、機能についても寄附行為には明確に記載され、運用されている。また、監事監査基準、監事業務の支援体制も構築され、監事会は設置されていないものの、監事監査の強化の観点から「学校法人石田学園監事監査基準」において、監事間の情報の共有(第6条)や、理事長が監事支援体制を整備すること(第8条)、監事への報告に関する体制についての検討(第9条)が既に明文化されている。これらのこと踏まえて、監事監査の強化については適切に運用されている。	
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明文化と運用)	3-1 学長 (1) 学長の責務(役割・職務範囲) (2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割) 3-2 教授会 (1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	学長がリーダーとなり運営する「教学諮詢會議」の設置により、学内における教育・研究の推進を図っていること。副学長を置くことで、学長をサポートする体制を敷いている。また、教授会の役割と学長の関係について、校務組織・分掌規程に明記され、適切に運用されている。	
第4章 公共性・信赖性(ステークホルダーとの関係)構築	4-1 学生に対して (1) 3つのポリシーの明確化と、教学マネジメントの実施 4-2 教職員等に対して (1) 教職協働 (2) ユニバーシティ・ディベロップメント: UD 4-3 社会に対して (1) 認証評価及び自己点検・評価 (2) 社会貢献・地域連携 4-4 危機管理及び法令遵守 (1) 危機管理のための体制整備 (2) 法令遵守のための体制整備	・3つのポリシーの制定を始め、ポリシー、教育目標を日々点検評価し、改善に資するため毎年の自己点検評価の実施、アセスメントプランの制定と検証の実施を行っている。 また、卒業までの具体的な道筋を示すための方法として、カリキュラムマップ(科目ごとの人材育成目標の設定)や履修系統図の作成、公表には取り組んでおり、さらに科目ナンバリングを導入することで実効力を高めていく。 ・規程の整備を行い、研修会を実施するなど、適正に運用されている、また、ハラスマントを防止するガイドラインを定め、公開している。 ・学内校務組織、委員会、各種業務において教職協働が十分に進んでいると判断できる。また、人材育成目標を定め、年度計画の下、具体策が講じられており、教職員の人材育成が進んでいる。 ・毎年度の自己点検評価と報告書作成、大学ホームページへの教育・研究に係る情報(数字で見る広経大)の公開を積極的に実行し、社会との連携、社会への責任を果たしている。 また、環境問題にも取り組み、興動館を中心とした地域社会貢献活動、地元企業と提携しての地位課題解決型授業の実践など幅広く活動していること、キャリアアッププログラムによる生涯学習の場の提供など、地域社会への貢献も進んでいる。 ・危機管理委員会のものと、防止、対応策を講じていることからも、体制づくり他、マニュアルの作成、防止策の策定、計画を実施している。 また、コンプライアンス研修も毎年実施し、研究活動の不正防止に取り組んでいる。 -「事業継続計画」については策定されていないので、早急な対応が必要である。	事業継続計画については、次年度中に整備を行う。
第5章 透明性の確保(情報公開)	5-1 情報公開の充実 (1) 法令上の情報公開 (2) 自主的な情報公開 (3) 情報公開の工夫等	・大学ホームページに全て掲載している。また、常に最新の情報になるよう情報更新を行っている。 ・大学ホームページに「数字で見る広経大」として入試、就職、各種アンケート情報など、法令上定められた以外の情報を公開しているほか、自主的な情報公開についても積極的に取り組んでいる。また、常に最新の情報になるよう情報更新を行っていること、大学ポートレートとの連携など、情報公開の工夫を行っている。	さらに積極的な情報公開と工夫を検討していく。